

# 群馬労働局の取組 トピックス (今和6年11月13日配信)

- ①正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています!
- ②「群馬働き方改革推進支援センター」が、事業主のお悩み解決を支援します!



### 発信者 雇用環境・均等室

- ●群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の 皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。
- ●ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

# ① 正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています!

パートタイム・有期雇用労働法に基づき、正社員とパート・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています。また、パート・有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は説明しなければなりません。



# 正社員と同じ仕事をしているのに… なぜ、正社員と同じ手当がもらえないの?

## その待遇の違い、説明できますか?

- 1. 説明の求めがあった場合、待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更範囲、③その他の事情(※)から、待遇差の具体的な理由を説明することが必要です。 「パートだから」「契約社員だから」という説明だけでは認められません。
  - ※ その他の事情として、職務の成果、能力、経験、合理的な労使慣行、事業主と労働組合との交渉経緯等が考えられます。
- 2. 比較対象となる正社員の待遇の、具体的な内容又は基準も説明しなければなりません。
- 3. 説明の求めの有無にかかわらず、パート・有期雇用労働者の雇入れ時(契約更新時を含む)には、 以下の事項を説明しなければなりません。
  - ① 正社員との間で不合理な待遇差を設けていないこと
  - ② 職務内容、成果等のうち、どの要素を勘案した賃金制度となっているか
  - ③ どのような教育訓練が実施されるか
  - ④ どのような福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)を利用できるか
  - ⑤ どのような正社員転換推進措置を講じているか

# 何をどう見直せばいいの?



基本給

當与

精皆勤手当

通勤手当

家族手当



慶弔休暇

夏期休暇

病気休職

教育訓練

etc...

同一労働同一賃金

検索

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、裁判で違法と判断される可能性があります。次頁で、参考となる判例や、行政による支援策をご紹介します。

♥ 厚井労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

最高裁判例〔令和2年10月15日最高裁判所第一小法廷判決・

令和元年(受)第777号、第778号 地位確認請求事件

令和元年(受)第794号、第795号地位確認請求事件

平成30年(受)第1519号未払時間外手当金請求事件]

郵便業務等に従事する契約社員(有期雇用労働者)が、職務の内容等に相応の相違がある正社員との間の待遇差について不合理であると訴えたもの。

待遇	判断	待遇の性質・目的	判決理由
扶養手当	不合理	長期勤続が期待される正社員の生活保障や 福利厚生を図り、継続的な雇用を確保する 目的で支給。	扶養親族があり、かつ、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、契約社員にも扶養 手当の趣旨は妥当する。
祝日給	不合理	最繁忙期である年始に勤務したことの代償 として支給。	短期間の勤務ではなく繁閑に関わらない勤務が見込まれている契約社員にも、年始における勤務の代償として祝日給を支給する趣旨は 妥当する。
年末年始 勤務手当	不合理	最繁忙期であり、多くの労働者は休日である年末年始期間に業務に従事したことに対し、その勤務の特殊性の対価として支給。	業務の内容等に関わらず、実際に勤務したこと自体を支給要件としており、年末年始勤務 手当の支給趣旨は契約社員にも妥当する。
夏期冬期 休暇	不合理	労働から離れる機会を与えることにより、 心身の回復を図る目的で支給。	短期間の勤務ではなく繁閑に関わらない勤務 が見込まれている契約社員にも、夏季冬季休 暇を与える趣旨は妥当する。
有給の 病気休暇	不合理	長期勤続が期待される正社員の生活保障を 図り、療養に専念させることを通じて、継 続的な雇用を確保する目的で休暇中の賃金 を最大90日分まで支給。	相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば (※原告らはいずれも10年以上勤務)、契約 社員についても、有給の病気休暇を与える趣 旨は妥当する。

# ② 「群馬働き方改革推進支援センター」が、事業主のお悩み解決を支援します!



#### 来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。 受付時間 平日9:00~17:00

群馬働き方改革推進支援センター TFI **0120-486-450** 



#### 企業等への訪問相談サービス

社会保険労務士等の専門家が、会社又は 事業主団体に対し、訪問もしくはオンラ インでコンサルティングを行います(無 料)。



### 助成金の活用相談

キャリアアップ助成金や業務改善助成金 等の活用による、パート・有期雇用労働 者の待遇改善の相談も承ります。

# 非正規雇用労働者の待遇改善のほか、 以下の様な相談にも対応します

- ◎残業を減らしたい
- ◎建設業、自動車運転者の上限規制(令和6年 4月1日施行)を知りたい
- ◎年次有給休暇の取得、管理方法を知りたい
- ◎テレワークを実施したい
- ◎人手不足に困っており、定着率を上げたい
- ◎最低賃金が毎年上がり、対応に困っている

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは HPを見てね!

